

## 第2次犯罪被害者等基本計画(仮称)案

## はじめに

平成 16 年 12 月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、我が国の犯罪被害者等施策は、新たな段階に進んだ。

それまでも、昭和 55 年に制定された犯罪被害者給付金支給法による犯罪被害給付制度、平成 8 年に制定された被害者対策要綱に基づく警察における総合的な被害者対策、平成 11 年に検察庁に導入された被害者等通知制度、平成 12 年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法による刑事手続における犯罪被害者の保護等、各省庁において、それぞれ、犯罪被害者等施策を進めており、これらの取組は、一定の成果を上げてきたといえる。しかしながら、これらの取組は、政府全体としての取組ではなく、社会においても、必ずしも理解が示されていたとは言い難かったこともあり、犯罪被害者等は、十分な支援を受けられないなど、依然、厳しい状況に置かれていたと言ってよい。

そのような中、「様々な犯罪が跡を絶たず」、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない」（基本法前文）として、平成 16 年 12 月、基本法が制定されたのである。同法は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本構想を示している。

その後、平成 17 年 12 月、基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画（以下「第 1 次基本計画」という。）が策定された。同計画は、個別具体的な施策の着実な実施を図っていくため、4 つの基本方針（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、5 つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）を掲げ、各府省庁が実施すべき施策をこの重点課題に振り分け、整理して示している。また、国の行政機関相互、地方公共団体及び様々な関係機関・関係者と連携・協力を図ること、犯罪被害者等の意見を施策に適切に反映すること、施策の実施状況の検証・評価・監視を行うことなど、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるための推進体制に関する施策についても示している。

そして、基本法により内閣府に設置され、官房長官を会長とし、関係閣僚

及び有識者から構成される犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）及び推進会議決定により設置され、犯罪被害者等施策推進会議令により置かれた専門委員（関係行政機関の職員及び有識者）等から構成される会議を犯罪被害者等施策の推進の枠組みとし、同枠組みの下、各府省庁は、第1次基本計画に基づき、各施策を着実に実施してきた。

例えば、「刑事手続への関与拡充への取組」では、被害者参加制度、仮釈放審理において被害者等の意見等を聴取する制度、少年審判の傍聴を可能とする制度などが導入された。これらの取組により、犯罪被害者等からの「事件の当事者」として事件の真相を知りたい等の要望に応えるとともに、刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎないと批判された従来の状況については、一定の改善が図られたと言える。また、「損害回復・経済的支援等への取組」については、損害賠償命令制度が導入されたほか、重度後遺障害者に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金について、その最高額を自賠責保険並みの金額に近づけ、最低額も引き上げるなど、犯罪被害給付制度の拡充が図られた。損害賠償命令制度の導入は、損害賠償の請求に関する犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続による救済を可能にするものとして評価でき、犯罪被害給付制度の拡充は、犯罪被害者等に対する経済的支援の分野における大きな改善であると言える。

また、基本法により、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて施策を策定し実施することとされた地方公共団体は、施策担当部局の設置、犯罪被害者等への総合的対応窓口の設置、具体的施策の実施などの取組を始めた。平成22年7月現在、全都道府県で施策担当部局及び総合的対応窓口が設置されており、市町村については、約9割が施策担当部局を設置し、半数を超える市町村が総合的対応窓口を設置している。そして、国、地方公共団体、日本司法支援センター、犯罪被害者支援団体等の連携協力も進んできた。

総じて、犯罪被害者等施策は、第1次基本計画の推進により、大きく進展したものと言える。

しかしながら、内閣府が平成20年度に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、国民一般のうち、「裁判員制度」の意味がわかる者は約8割であるのに対し、「犯罪被害者等基本法」及び「被害者参加制度」の意味がわかる者は1割ないし2割しかおらず、犯罪被害に関する国民一般の理解は十分ではないと言わざるを得ない。また、同調査によると、「被害者支援に关心がある」との設問に対し肯定的回答をした者は約5割にとどまっており、国民一般の犯罪被害者等支援ないし犯罪被害者等に関する关心も、高いとは言えない。

一方、内閣府が平成21年度に行った「犯罪被害類型別継続調査」によると、

平成 19 年度から 3 年間連続して回答した犯罪被害者等<sup>(※1)</sup>のうち、その精神健康状態が重症精神障害相当とされる者の割合は一般対象者<sup>(※2)</sup>の 10 倍近くになっており、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響の大きさがうかがえる。また、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次的被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。そして、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について、改善を求める要望が寄せられている。

もとより、第 1 次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決されたわけではなく、今後とも、国民の理解と配慮・協力を一層促すとともに、政府全体として、更なる取組の強化を図っていく必要がある。

今般、第 1 次基本計画の計画期間が平成 22 年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、第 2 次犯罪被害者等基本計画（以下「第 2 次基本計画」という。）を策定することとする。

## I 第 2 次基本計画の策定方針及び計画期間

### 1 第 2 次基本計画の策定方針

第 2 次基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者団体等からの具体的な要望に立脚すべく、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体の合計 35 団体から約 280 項目の要望を聴取した。そして、その一つ一つについて、5 つの重点課題に振り分けて論点整理を行い、第 2 次基本計画に盛り込むべき事項について議論を重ねた。また、裁判手続における運用の実情を踏まえた検討を行うことが有益な事項については、その運用状況の把握について最高裁判所からも必要な協力を得た。<sup>(※3)</sup>第 1 次基本計画にある施策については、実施済み・措置済みで、今後当該施策を展開していく余地のないものを除き、引き続き、その充実を図ることとし、検討を要する施策については、その検討に要する期限を明示することとした。

なお、第 2 次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他のによる限定を一切していない。当然ながら、個別具体的の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断され

るべきものである。

## 2 計画期間

第2次基本計画に示された施策については、一定の期間で区切ることにより、施策の進捗状況を含め、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保する必要があることから、計画期間を平成23年4月1日から平成27年度末までの5か年とする。

## II 基本方針

犯罪被害者等が直面している困難な状況を開拓し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、第2次基本計画においても、第1次基本計画と同様、基本法に定める基本理念等を踏まえ、以下の4つの基本方針を設定することとする。

### [4つの基本方針]

#### ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためにものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなければならない。

#### ② 個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を開拓し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的な事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければ

ばならない。

#### ③ 途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々の困難を開拓することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきである。施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

#### ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すことのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。

### III 重点課題

第1次基本計画では、犯罪被害者等からの広範囲・多岐にわたる要望を総覧し整理する過程において、大局的な課題として浮かび上がってきたものとして5つの重点課題を指摘している。

第2次基本計画の策定に当たっても、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望を5つの重点課題ごとに論点整理した上、検討を重ねたものであり、第2次基本計画においても、第1次基本計画と同様、以下の5つの重点課題を掲げることとする。個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁の横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要がある。

## [5つの重点課題]

### ① 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少くない。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れるなどのため、住居を移す必要が生じたり、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少くない。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を開拓するため、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行わなければならない。

### ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、生命・身体に重大な被害を受ける。また、当該犯罪等が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受ける。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠けた対応をされることによっていわゆる二次的被害を受けることもある。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

### ③ 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の考量困難な種々の要請に応えるものでなければならないが、そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。

### ④ 支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を民間の支援団体とともに構築していく必要があり、支援等のための体制整備への取組を行わなければならない。

### ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されず、また、犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるもので、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。したがって、様々な分野・場面で、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。

## IV 推進体制

犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に行われるよう、第2次基本計画においても、第1次基本計画と同様、基本法第7条及び第23条により求められる事項並びに犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して求められる事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

### [基本法により求められる事項]

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 地方公共団体との連携・協力
- ③ 関係機関・団体との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 透明性の確保
- ⑥ 検証・評価・監視
- ⑦ フォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し

### [今後講じていく施策]

#### (1) 国の行政機関相互の連携・協力

ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行う。

また、犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（平成17年4月1日関係府省庁等申合せ）等を活用し、関係省庁等の間での随時の連絡調整を行い、各種施策と連携した犯罪被害者等施策の総合的な推進を図る。

イ 犯罪被害者等施策推進会議及び内閣府において、他の政策に係る中長期の方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策

の総合的な推進を図る。

(2) 地方公共団体との連携・協力

内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議(第4, 1.(1)ア)等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

内閣府において、関係省庁からの参加を得て、様々な犯罪被害者団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体により、その意見を受け付ける。

なお、聴取した意見については、関係省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

(5) 施策策定過程の透明性の確保

内閣府において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努めるとともに、「犯罪被害者等施策」のホームページを犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画推進による効果、施策の有効性等についての検証・評価を行い、効果的で適切な施策を実施させるとともに、施策の検討・決定・施行の状況について、適時適切に監視を行う。

(7) フォローアップの実施

内閣府において、定期的に施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の実施の推進を図る。また、内閣府において、点検結果

について、年次報告等を通じて公表する。

(8) 基本計画の必要な見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、基本計画を見直す。

## V 重点課題に係る具体的施策

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

〔犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望〕

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からは

- ① 犯罪被害給付制度の更なる拡充
- ② 損害賠償請求に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担
- ③ 地方公共団体における犯罪被害者等への給付・貸付制度の導入促進
- ④ 犯罪被害者等給付金を生活保護の収入認定から除外すること

等に関する要望が寄せられている。

〔今後講じていく施策〕

#### 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

##### (1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】（再掲：第4、1.(32) ア）

##### (2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

##### (3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。

【警察庁】【法務省】（再掲：第4、1.(27)）

(4) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。【法務省】

(5) 保険金支払いの適正化等

ア 財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。

【国土交通省】

イ 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払いが適切におこなわれるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。【金融庁】

ウ 財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】

エ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】

(6) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

法務省において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）における受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるよう努める。【法務省】

(7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】

## 2 納付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

### (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察において犯罪被害給付制度の周知徹底を図るほか、警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】

### (2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【国土交通省】

### (3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担については、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査及び検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】【文部科学省】

### (4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。【内閣府】

### (5) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討

厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者等である生活保護受給者にとって収入として認定しない自立更生のための用途と考えられるものについて、地方公共団体の意見を踏まえ、必要な措置について検討し、1年以内を目途に結論を出す。【厚生労働省】

#### (6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

#### (7) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】

#### (8) 医療保険の円滑な利用の確保

厚生労働省において、犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨、保険者に周知する。また、医療機関に対して、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや、誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて、地方厚生局を通じて周知する。【厚生労働省】

### 3 居住の安定（基本法第16条関係）

#### (1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。【国土交通省】

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、その必要性を含めて検討を行い、2年以内を目途に結論を出す。

なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】

ウ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への

情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】(再掲：第2，2.(4)ア)

イ 厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第2，2.(4)イ)

ウ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

エ 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費を都道府県警察に補助するほか、同制度が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

オ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、内閣府において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【内閣府】

#### 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

ア 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

エ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。【厚生労働省】

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

〔犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望〕

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からは

- ① P T S D治療、カウンセリング等の利用促進のための体制作り
- ② カウンセリング費用の公費負担
- ③ 健康保険利用時における誓約書等の提出を不要とすること
- ④ 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化

等に関する要望が寄せられている。

〔今後講じていく施策〕

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条

#### 関係）

(1) 「P T S D対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「P T S D 対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る。また、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

(2) P T S D 治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、医療機能情報提供制度により P T S D など各疾患の治療に対応可能な医療機関を検索することができるこの周知を図る。【厚生労働省】

(3) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」<sup>(※4)</sup> 等を通じて、医学部において P T S D 等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、医学部卒業後の初期研修のプログラム責任者や指導医に対する講習会等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。

【文部科学省】【厚生労働省】

(4) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。【厚生労働省】

(5) P T S D の診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

P T S D の診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総

務省と連携し、メディカルコントロール体制<sup>(※5)</sup>の充実強化を図る。【厚生労働省】

(7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

(8) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。【国土交通省】

(9) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。【厚生労働省】

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】

(11) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするために、児童精神科医等専門家の適正な配置や連携体制の整備及び施設の増強に資する施策を実施するとともに、専門の医療機関等についての情報提供を行う。【厚生労働省】

(12) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリング委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(13) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康センター」等による情報提供を図る。【厚生労働省】(再掲：第4，1.(3))

(14) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】(再掲：第4，1.(4))

(15) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(再掲：第4，1.(5))

(16) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。  
(再掲：第4，1.(7))

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。【内閣府】

イ 警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に

提供する。【警察庁】

- ウ 厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】
- エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

- (17) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等  
内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府】
- (18) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施  
厚生労働省において、「P T S D 対策に係る専門家の養成研修会」の中で犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研修を実施する。また、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。【厚生労働省】
- (19) 檢察官等に対する研修の充実  
法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図る。【法務省】
- (20) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進  
文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】
- (21) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等  
厚生労働省において、平成 16 年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、次の施策を実施する。
  - ア 児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の充実、児童相談

所の市町村に対する支援の充実に努める。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

(22) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省】【厚生労働省】

(23) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラー等に対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】(再掲：第5， 1.(15)イ)

(24) 被害少年が受けける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、被害少年<sup>(※6)</sup>が受けける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

(25) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【厚生労働省】

(26) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

(27) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

(28) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【厚生労働省】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。【金融庁】

## 2 安全の確保（基本法第 15 条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】（再掲：第 3， 1 (21)）

イ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

(2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第3，1.(22))

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】  
イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(再掲：第5，1.(16))

(4) 一時保護場所の環境改善等

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】(再掲：第1，3.(2)ア)  
イ 厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】(再掲：第1，3.(2)イ)

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある

犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

(6) 警察における保護対策の推進

警察において、けん銃発砲や被害者・証人等に対する報復等の暴力団犯罪により危害を被るおそれのある者や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに必要な装備資機材を関連施設に配備するなどにより保護対策を実施し、危害行為の未然防止の措置を推進する。【警察庁】

(7) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(再掲：第3，1.(8))

(8) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施

保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析するなど、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保策を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【内閣府】【警察庁】【法務省】【厚生労働省】

(9) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。【警察庁】【厚生労働省】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁】【文部科学省】

(10) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

イ 文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供及び、学校・教育委員会への的確な対応を促し、教師用研修教材の活用や、児童相談所職員との合同研修への参加を促すなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】

ウ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見・早期対応に資するため、全国児童相談所所長会議等を通じ、児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】

(11) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。【厚生労働省】

(12) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、犯罪被害者等的心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等的心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(再掲：第3，1.(24)ア)

イ 法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(再掲：第3，1.(26))

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底する。

【法務省】

エ 文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### (1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。【法務省】（再掲：第4，2.(9)イ）

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の改善に努める。【法務省】

エ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被

害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3，1.(20)及び第4，2.(9)ア）

オ 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマにした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3，1.(17)）

カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「P T S D 対策に係る専門家の養成研修会」において、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど内容の充実を図り、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、保健・医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。また、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の相談、治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施する。【厚生労働省】

キ 「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間取りまとめ」（平成21年3月）に基づき、平成21年4月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、基礎教育の内容・方法等の一層の充実に向け検討を行う。【厚生労働省】

ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施する。【厚生労働省】

ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】

## (2) 女性警察官の配置等

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性

警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者支援用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。【警察庁】

(5) 檢察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

[犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望]

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からは

- ① 刑事裁判への被害者参加や傍聴のための旅費の支給、休業損害の補償
- ② 仮釈放・仮退院についての意見を述べるための、刑務官、少年院教官への質疑を可能とすること
- ③ 被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件の緩和
- ④ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠の採取等

等に関する要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整

##### 備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

警察庁において、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。【警察庁】

(2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める【法務省】

(3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

法務省において、犯罪被害者等が被害者参加制度を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(4) 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

法務省において、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費等と併せて検討を行う。【法務省】

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。

また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。【法務省】

イ 法務省において、犯罪被害者等基本法第3条の「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」との規定等を踏まえ、刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定についても、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図り、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努める。

【法務省】

(7) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するよう努める。【法務省】(再掲：第2，2.(7))

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。【法務省】

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。【法務省】

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

法務省において、「少年法の一部を改正する法律」(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。【法務省】

(12) 日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情

報を十分に周知させる。【法務省】（再掲：第4， 1. (32)イ）

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】（再掲：第4， 1. (28)ア）

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】（再掲：第4， 1. (26)イ）

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】（再掲：第4， 1. (28)イ）

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、適切な説明等が行われるよう、対応に努める。【警察庁】【法務省】

(15) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】

(16) 交通事故捜査の体制強化等

警察において、交通事故の被害者等の心情に配意しつつ、ち密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が警察本部から事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど交通事故事件捜査体制を強化するほか、交通事故捜査員に対する各種研修の充実を図る。【警察庁】

(17) 交通事件に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(再掲:第2, 3.(1)オ)

(18) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】  
イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】

(19) 檢察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をする。【法務省】

(20) 檢察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(再掲:第2, 3.(1)エ及び第4, 2.(9)ア)

(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図る。【警察庁】【法務省】(再掲：第2，2.(1)ア)

(22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第2，2.(2))

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。【法務省】

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(再掲：第2，2.(12)ア)

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】

ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しょく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】

エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】

(25) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被収容者に対し交通安全教育等を推進するため、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からゲストスピーカーとして直接話を伺う機会を設け、併せて教材や指導内容の充実に努めることなどにより、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、人命を尊重し、法令を守って生活する社会人として更生させることに努める。【法務省】

(26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(再掲：第2， 2.(12)イ)

(27) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において、犯罪被害者等の申出に応じ、仮釈放等に関する意見等を聴取する制度の下で、聴取した意見等を仮釈放等を許

すか否かの判断に当たって考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させるなど、仮釈放等の審理において、一層適切に犯罪被害者等の意見等がしんしゃくされるように努める。【法務省】

(28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図る。【法務省】

## 第4 支援等のための体制整備への取組

〔犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望〕

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からは

- ① 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体に対する財政的援助
- ② 市町村における総合的対応窓口の設置
- ③ 性犯罪被害者のためのワンストップセンターの整備
- ④ 海外における邦人の犯罪被害者に対する情報提供

等に関する要望が寄せられている。

〔今後講じていく施策〕

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置や犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者

支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請とともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。【内閣府】

イ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【内閣府】

(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。【内閣府】

(3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康支援センター」等による情報提供を図る。【厚生労働省】（再掲：第2，1.（13））

(4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。【厚生労働省】（再掲：第2，1.（14））

(5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第2，1.（15））

(6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。【文部科学省】

(7) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。

（再掲：第2，1.(16)）

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。【内閣府】

イ 警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。【警察庁】

ウ 厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。【厚生労働省】

(8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】【警察庁】（再掲：

第4，2.(6)

(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等する。【警察庁】

(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

(11) 警察における相談体制の充実等

警察において、全国統一の相談専用電話「#9110 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努める。【警察庁】

(12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等

を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

(13) 交通事故相談活動の促進

内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。【内閣府】

(14) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】

(15) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】

(16) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画 2009」（平成 21 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。【内閣官房】

(17) 檢察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【法務省】

(18) 檢察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】

(19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知する。【内閣府】

(20) 「子どもの人権 110 番」及び人権擁護委員の活用・充実

法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権 110 番」及び人権擁護委員の活用・充実を図る。【法務省】

(21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、

弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】

(22) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、被害者に二次的被害を与えることなく心のケアを行うことができるスクールカウンセラーを全ての中学校に配置することに加え、小学校への配置を推進するなど学校内の相談体制の充実を図る。【文部科学省】

(23) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】(再掲：第4，2.(11)及び第5，1.(15)ア)

(24) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センター・教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

(25) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策

が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】

(26) 「被害者の手引」の内容の充実等

- ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】
- イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、適切に作成・配付されるよう努める。【警察庁】(再掲: 第3, 1.(13)イ)

(27) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

- 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁】【法務省】(再掲: 第1, 1.(3))

(28) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

- ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁】【法務省】(再掲: 第3, 1.(13)ア)
- イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(再掲: 第3, 1.(13)ウ)

(29) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

- ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適

切に行うことを促進する。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを行ふことを推進する。【厚生労働省】

(30) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪 110 番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】

(31) 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】

(32) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、犯罪被害者支援のための研修について、弁護士会や犯罪被害者支援団体等と連携するなどして、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指す。【法務省】(再掲：第 1, 1.(1)イ)

イ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。【法務省】(再掲：第 3, 1.(12))

ウ 日本司法支援センターにおいて、国（検察機関、裁判所を含む）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

(33) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

(34) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い、充実を図る。【内閣府】

(35) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。【内閣府】【警察庁】【総務省】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

(36) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実

保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、一層適切な支援の実施に努める。【法務省】

(37) 保護司に対する研修等の充実

刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図る。【法務省】

(38) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった

場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

(39) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。

また、スクールカウンセラーを全ての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充するほか、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。【文部科学省】

(40) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

(41) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。

また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう努める。【外務省】【警察庁】

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者等の実態の調査、重度P T S Dなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究

成果を得て、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】

(2) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、平成19年度から平成21年度に「犯罪被害類型別継続調査」を実施していることを踏まえ、一定の期間を経過後に、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するため、犯罪被害類型等ごとの調査を実施する。【内閣府】

(3) 交際相手からの暴力に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、交際相手からの暴力について調査を実施する。【内閣府】

(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施

内閣府において、女性に対する暴力の被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施する。【内閣府】

(5) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討

法務省において、これまで行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続する方向で検討を行う。【法務省】

(6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。【内閣府】【警察庁】（再掲：第4、1.(8)）

(7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配

置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【警察庁】

(8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】

(9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(再掲：第2，3.(1)エ及び第3，1.(20))

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。【法務省】(再掲：第2，3.(1)イ)

(10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

(11) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。  
【文部科学省】（再掲：第4，1.(23)及び第5，1.(15)ア）

(12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】

(13) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】【国土交通省】

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

ア 内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。【内閣府】

イ 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁】【厚生労働省】

ウ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省】【文部科学省】【国土交通省】

(2) 研修カリキュラム・モデル案の内容の充実

内閣府において、平成21年3月に作成し、7月に犯罪被害者支援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル

案」について、一定の期間を経過後に、犯罪被害者支援団体等における活用の実態、利用した犯罪被害者支援団体等からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。【内閣府】

(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(4) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】(再掲：第5， 1. (11)ア)

(5) 特定非営利活動法人促進法（NPO 法）の適切な運用

内閣府において、特定非営利活動法人促進法（平成 10 年法律第 7 号。NPO 法）に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。【内閣府】

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。【警察庁】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

## 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

[犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望]

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からは

- ① 学校における犯罪被害者に関する教育の推進
- ② 交通犯罪犠牲者に対する慰靈祭の実施
- ③ 性犯罪に対する国民の理解の増進

等に関する要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、道徳教育の充実を図った新しい学習指導要領（平成20年3月公示）に基づき、自他の生命を尊重する心などを重視した教育を一層推進する。また、児童・生徒等の犯罪被害者等への理解の増進を図るため、内閣府を中心に作成した犯罪被害者等に関する啓発教材の活用を促す。【内閣府】【文部科学省】

- (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】

- (3) 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、非行防止教室の中で、警察などの関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。

また、文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、教育委員会等へ配付した、非行防止教室等プログラム事例集の活用を教育委員会へ促すなど、犯罪抑止教育の充実を図るほか、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。【文部科学省】

- (4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るために態度やスキル等を育成することを目的として、被害者となる

ことを防止するための教育について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述した家庭教育手帳をはじめとした様々な家庭教育に関するデータをホームページを通じて提供するとともに、平成 22 年に各都道府県教育委員会等へ提供したデータが地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。【文部科学省】

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、あらゆる機会を利用して広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施し、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁】

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚されることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成 17 年 5 月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。【内閣府】

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

ア 内閣府において、毎年 11 月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、

広報啓発活動を実施する。【内閣府】

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。

【内閣府】

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。【法務省】

エ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

ア 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。【内閣府】

イ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。【内閣府】

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。【内閣府】【警察庁】(再掲：第4， 3(4))

イ 警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。【警察庁】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

ア 警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

イ 警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】

(13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【内閣府】

(14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

内閣府において、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【内閣府】

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

ア 文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】（再掲：第4，1.(23)及び第4，2.(11)）  
イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（再掲：第2，1.(23)ウ）  
ウ 文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第2，2.(3)イ）

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になりうるような情報提供に努める。【警察庁】

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【警察庁】

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知

内閣府において、犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。【内閣府】

※1 犯罪被害類型別継続調査は、平成19年度、平成20年度及び平成21年度の3か年にわたり実施された。

この調査では、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて、同一の犯罪被害者等に継続して調査を行うパネル調査と各年度ごとにインターネットを利用して一般生活者のモニターを対象に行うWeb調査（単年度調査）の2種類の調査を実施した。

パネル調査の対象者は、平成19年度調査時点において、過去10年以内に①殺人・傷害等、②交通事故、③性犯罪、④その他の犯罪のいずれかの被害に遭った被害者本人又はその家族若しくは遺族である。

平成21年度のパネル調査回答者（有効回答）は115人（①40人、②63人、③8人、④4人）であり、このうち、3年連続回答者は104人である。

3年連続回答者のうち、精神健康状態に関する質問への有効回答者数は93人であり、そのうち、重症精神障害相当とされる者の割合は35.5パーセントである。

（「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書」6頁、81頁）

※2 Web調査において、過去10年以内に犯罪によって生命・身体に深刻な被害を受けた経験がないとする者（700人）のことである。

この一般対象者のうち、重症精神障害相当とされる者の割合は4.1パーセントである。（「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書」121頁）

※3 犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではない。しかし、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても、引き続き裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組を期待するものである。

※4 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、すべての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したもの。

※5 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

※6 「被害少年」とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう。（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号）